



はい！こちら消費生活センターです

催眠商法（S F 商法）にご注意！

～高齢の母親が催眠商法（S F 商法）にはまり、生活費を失った！～

Q 高齢の母から生活費が足りないと言われたので、詳しく話を聞くと無料の商品がもらえるという会場に通っていたことがわかった。会場では、母が一人で販売員に案内されてカーテンで仕切った小部屋に入り、複数の販売員に勧誘され、いろいろな商品を次々に契約させられていたことがわかった。不要な商品なので解約できるか？

A このような手口は「催眠商法」や「S F 商法」などと呼ばれ、特定商取引法の訪問販売に該当する場合は、クーリング・オフができます。まずは、購入済の商品や金の使い方について怒ったりせず、契約した当事者（お母さん）の解約の意思を確認しましょう。

※催眠商法（S F 商法）とは

締め切った会場に人を集め、日用品などをただ同然で配って雰囲気盛り上げた後、冷静な判断ができなくなった来場者に高額な商品を契約させる手口です。

トラブル防止には・・・

- ・無料で日用品がもらえるという言葉につられて、安易に会場に近づかないことが第一です。
- ・家族や周囲の人は被害の当事者に寄り添った話し合いを心掛けましょう。
- ・困ったときはすぐに消費生活センターなどへご相談ください。

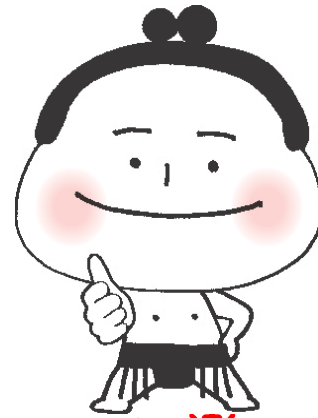
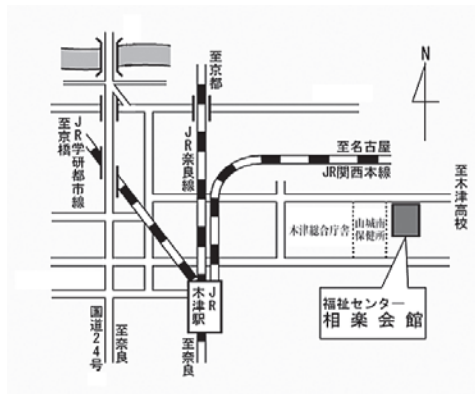
消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO！）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや！）番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）
相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時
※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-257-9002へ
（電話のみ）
住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階
京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）



相談すれば 楽になる